

働き方改革

今こそ見直そう！働き方！



長時間労働の削減、年次有給休暇の取得などを促進することにより、労働者ひとりひとりのワークライフバランスを充実させていくことは、労働者のためになることはもちろん、会社のためにもなります。

適切な労働時間で働き、適度に休暇を取得することは、仕事に対する社員の意識やモチベーションを高め、さらには業務の効率化につながる事が期待できます。

そして、今後、高齢化社会に伴い、労働人口の減少が見込まれる今、会社の実情に応じて多様な働き方を模索し、人材を確保していくことは、会社の経営体力の維持にもつながってくると考えられるのです。

宮崎労働局は、『WORK STYLE REVOLUTION 働き方改革 宮崎』のローガンの下、働き方改革を推進しています。

宮崎県の状況（平成25年の数値）

新規高卒者に占める県外就職者の割合	42.7%	（全国第2位）
年次有給休暇の取得率	45.5%	（全国平均48.8%）
年間総実労働時間	1,805時間	（全国平均1,746時間）



さあ！宮崎県で働こう！

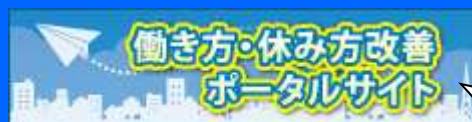


宮崎労働局

労働基準部 監督課

宮崎市橋通東3-1-22
TEL 0985-38-8834

働きやすい職場、働きたい職場の実現



CLICK!